

出生届を提出された方へ(ご案内)

R7.4.1 市民課

出生届を提出された方の市役所での主な手続きのご案内です。該当する項目のある方は、担当窓口で手続きをしてください。各手続きの詳細につきましては、担当窓口にお問い合わせください。 出生届提出項目は、住民登録が終わってからの手続きになります。

◆くらしの手続きガイド

簡単な質問に答えるだけで必要な手続き、持ち物、窓口の場所がご確認いただけます。右のQRコードからアクセスしてください。

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）
お問い合わせ 安城市役所 安城市桜町18番23号 電話：0566-76-1111(代表)



項目	内容	持ち物	担当
母子健康手帳の 出生届出済証明	出生届提出時に母子健康手帳に証明をさせていただきます。休日・夜間に提出された方、提出時に母子健康手帳を持参されなかった方は、市民課窓口をお願いします。	・母子健康手帳	窓口 2 (本庁舎 1階) 市民課 届出係 電話 71-2268
児童手当	出生日の翌日から15日以内に申請が必要です。請求者は父又は母のうち所得の高い方になります。 ※持ち物が不足していても受付は可能です。期限内に申請してください。 ※公務員の方は勤務先で申請になります。	・来庁者の本人確認書類 ・請求者の資格確認書等(健康保険証を含む) ※マイナ保険証は除く * 以下第1子の場合のみ必要 ・請求者名義の口座内容のわかるもの ・請求者及び配偶者のマイナンバーのわかるもの	窓口 3 (本庁舎 1階) こども課 子育て支援係 電話 71-2227
児童扶養手当 遺児手当 (ひとり親家庭等)	ひとり親家庭等で児童を監護・養育する方は、手当を受給できる場合があります。また、既に手当の認定を受けている方も、手続きが必要な場合があります。	・本人確認書類 ※面談が必要となります。 担当にお問い合わせください。	窓口 4 (本庁舎 1階) こども課 子育て支援係 電話 71-2229
国民健康保険	生まれた子が国民健康保険に加入する場合は手続きをしてください。 国民健康保険に加入している方が出産した場合は、出産育児一時金の申請の手続きをしてください。 ※直接分娩機関に支払う「直接支払制度」を利用した方で、分娩費用が出産一時金を上回った場合は手続き不要です。 ※勤め先の健康保険に1年以上加入し、退職して半年以内に出産した場合は、勤め先の健康保険から支給される場合があります。 国民健康保険に加入している方が出産した場合は、産前産後の保険税軽減の申請の手続きをしてください。 ※出産前に申請済みの方は手続き不要です。	・本人確認書類 ・マイナ保険証等(資格確認書等) ・分娩機関の領収書または請求書 ・流産や死産の場合は、火葬許可証 ・出産育児一時金の医療機関直接支払制度合意文書 ・通帳など振込先口座のわかるもの(原則世帯主) ・マイナ保険証等(資格確認書等) または来庁者の本人確認書類 ・母子健康手帳等の出産予定日が確認できるもの(出産前に申請する場合) ・出生証明書、戸籍など当該出産に係る子との関係がわかるもの(被保険者の子が別世帯の場合)	窓口 9 (本庁舎 1階) 国保年金課 国保係 電話 71-2230

※持ち物でマイナ保険証をお持ちいただく場合は、医療保険の資格情報の提示をお願いします。

項 目	内 容	持 ち 物	担 当
国民年金	国民年金第 1 号に加入している方が出産した場合は、産前産後免除制度があります。 ※出産前に申請済みの方は手続き不要です。	・年金手帳または来庁者の本人確認書類 ・母子健康手帳等の出産予定日が確認できるもの（出産前に申請する場合） ・出生証明書、戸籍など出産日及び親子関係のわかるもの（被保険者の子が別世帯の場合）	窓口 10 （本庁舎1階） 国保年金課 年金係 電話 71-2231
子ども医療費受給者証	18歳到達の年度末までの子の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。	・生まれた子のマイナ保険証等（資格確認書等） ※下記電子申請でも手続きができます。 ※「受給者証」が発行される前に医療機関にかかった場合、自己負担額をお返ししますので、医療係で申請してください。申請には領収書、受給者証に記載される保護者の振込先口座のわかるものが必要となります。領収書は、日付、氏名、総点数、負担割合、自己負担額等の記載があるものをご準備ください。レシート等は無効になりますので注意してください。	窓口 8 （本庁舎1階） 国保年金課 医療係 電話 71-2232
	 【電子申請】 ←QRコードを読み取り、お子さんの保険証情報等を入力いただくことで電子申請による受給者証交付の手続きができます。申請後概ね1週間程度でご自宅に郵送します。		
養育医療	未熟児養育医療に該当する方の医療費を助成します。	・生まれた子または保護者（子が加入予定の保険の被保険者）のマイナ保険証等（資格確認書等） ・養育医療意見書	
低体重児の届出	出生体重が2500g未満の場合は、母子健康手帳交付の際に配布した「低体重児届出書」を保健センターへ郵送、または直接窓口へ届出してください。	低体重児届出書	健康推進課 （保健センター） ＜横山町＞ 電話 76-1133
お誕生おめでとう電話	産後1か月頃までに出産後の不安や悩みを相談できるようお電話します。		
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの赤ちゃんのいる全家庭が対象です。 ・出生届け出後、保健センターからご案内をお送りします。その後、お誕生おめでとう電話で、訪問日程の調整をします。	出生届を提出後、保健センターからお送りする「赤ちゃん訪問のご案内」をご覧ください。	
出産後支援金の給付	お子さん一人につき5万円が支給されます。 出生届を提出後、お送りする「赤ちゃん訪問のご案内」に同封の請求書を、後日赤ちゃん訪問に来た職員に提出してください。	出生届を提出後、保健センターからお送りするご案内をご覧ください。	

※持ち物でマイナ保険証をお持ちいただく場合は、医療保険の資格情報の提示をお願いします。